○○○○従業員持株会規約

（名 称）

 この会は、○○○○従業員持株会（以下本会という。）と称す。

（目 的）

 本会は、○○○○株式会社（以下会社という。）の従業員に会社

株式（以下株式という。）の保有を積極的に奨励するとともに、その取得を容易なものとするほか、従業員の財産形成の一助とすることを目的とする。

（入会の資格）

 会員は、会社の従業員のみに限る。

２．前項の規定にかかわらず、試用期間を終了していない者は入会資

格がないものとする。

（入 会）

 本会に入会を希望する会社の従業員は、毎年○月○日から○月○

日までに本会の理事長宛に申込むことにより、○月から会員となることができる。

 拠出金は、１口 1,000円とする。

２．会員は、基準内賃金の○％を超えない範囲で毎月一定の口数を拠

 出する。

 ３．前項の場合のほか、賞与時には別途例月の○倍の口数を拠出する ことができる。

 ４．会員は、やむを得ない事由がある場合、理事長宛に申請し、その 承認を得て拠出を休止することができる。

 ５．前項の場合において拠出を休止した会員が休止期間を終了した場 合または休止事由が消滅したときは、速やかに理事長宛に拠出の再 開を申請しなければならない。

 ６．拠出口数を変更しようとする会員は、毎年○月○日までに理事長 宛に申請するものとする。

 ７．前項の新口数は、○月から拠出する。

 会員は、会社から奨励金として拠出金の○％に相当する金額およ

び持株会事務代行手数料相当額の金額を受け、これを本会に拠出する。

（株式の購入）

 本会は、拠出金および前条の奨励金の合計金額（以下株式購入資

 金という。）をもって、原則として拠出日後、遅滞なく市場から時

 価（委託手数料を含む。）で株式の購入を行う。

２．前項の株式購入資金のうち、 1,000株の購入代金に満たない部分

（以下残金という。）は、次回の株式購入資金に充当するものとする。

（理事長の受託）

 会員は、前条により購入した株式および第11条により取得した株

式に係る持分につき、管理の目的をもって理事長に信託し、理事長

 はこれを受託するものとする。

（果実の帰属）

 前条の場合において理事長に信託された株式（以下信託株式とい

う。）に係る配当金・中間配当金・配当株式または分割株式等の果

 実は、信託財産に帰属する。

（配当金等の再投資）

第１０条 理事長は、信託株式に係る利益配当金および中間配当金を株式の

購入に充てるものとする。

２．前項の購入方法は、第７条の取扱いに準ずるものとする。

（新株式の引受け）

第１１条 信託株式につき新株引受権が割当てられた場合、会員は割当日現

在の登録された持分に応じて当該新株引受権の割当配分を受けるとともに、払込金相当額の臨時拠出金を拠出する。ただし、この臨時拠出金には奨励金を付さないものとする。

２．理事長は、前項の臨時拠出金の合計金額をもって新株式の払込金

に充当する。

（持分の計算）

第１２条 本会は、信託株式およびそれに係る果実について次の内容で算出

 した株式数を、各会員の持分として会員別持分明細簿に登録する。

 （１）第７条により購入した株式については、当該購入時の各会員の 株式購入資金（前月からの繰越金を含む。）に応ずる株式数と する。

 （２）第10条により購入した株式および信託株式に係る配当株式につ いては、当該決算期末（中間配当金により購入した株式にあっては

当該基準日とする。）における各会員の登録された持分に応ずる株式数とする。

 （３）第11条により取得した株式については、各会員の臨時拠出金に 応ずる株式数とする。

 （４）信託株式に係る株式分割株式については、当該割当日における 各会員の登録された持分に応ずる株式数とする。

 ２．前項の規定にかかわらず第７条第２項の残金は、株式購入直前に おける各会員の株式購入資金に応ずる金額につき、各会員に帰属す べき残金として会員別持分明細簿に記録する。

（権利の譲渡・質入れ）

第１３条 会員の登録された信託に関する権利は、他に譲渡または質入れす

ることはできない。

（会員別持分明細簿の備置）

第１４条 本会は、前２条に規定する会員別持分明細簿につき所定の場所に 備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

（残高明細書）

第１５条 本会は、毎年２回、各会員に対し残高明細書を交付する。

２．会員は、必要な場合は営業時間中いつにても自己の持分に関する 残高明細書を請求することができるものとする。

（持分の一部引出し）

第１６条 会員は、その登録された持分が 1,000株を超えた場合は、その持

分の一部を 1,000株単位で引出すことができる。

２．会員は、前項による持分の一部引出しに際し、株券を受領する代

わりに本会を通じて市場において時価で売却し、その代金から委託手数料および有価証券取引税を差引いた金額を受領することができる。

（退 会）

第１７条 会員は、理事長宛に届出ることにより退会することができる。た

 だし、一度退会した者は、原則として再入会できないものとする。

 ２．前項のほか、会員が会社の従業員でなくなったときは、自動的に 退会するものとする。

（退会精算）

第１８条 退会者は、退会の届出を行った日（以下退会日という。）におけ

る持分残高に相当する株式および第12条第２項の残金の払戻しを受

 ける。ただし、 1,000株未満の持分残高については、これを時価で

 売却し、その代金から委託手数料および有価証券取引税を差引いた 金額を払戻すものとする。

 ２．退会者は、前項の払戻しに際し、任意の株式数の株式を本会を通

じて売却することができる。

 ３．退会日現在において、権利確定後、未受領の配当金等がある場合

は、次のとおり処理する。

 （１）利益配当金および中間配当金は、本会が受領した後、遅滞なく

現金にて払戻しする。

 （２）配当株式・分割株式または払込済の増資新株式については、本

会が株券を受領した後、第１項の規定に準じて払戻しする。

 ４．第11条第１項の規定により新株引受権の割当配分を受けた会員が、

臨時拠出金の拠出日前に退会しようとする場合は、退会に先立って当該臨時拠出金を拠出するものとする。

５．前項の場合、本会は新株式の株券受領後、遅滞なく当該退会者に

対して第１項の規定に準じて払戻しする。

 ６．退会者は、退会日現在における持分計算の際に生じた配分不能の

端数株式に係る持分の払戻しの請求はできない。

（信託株式の議決権）

第１９条 信託株式に係る議決権は、受託者たる理事長がこれを行使する。

 ただし、会員は、各自の持分に相当する株式の議決権の行使につき

 理事長に対し、各株主総会ごとに特別の指示を与えることができる。

（役員の選任）

第２０条 本会は、役員として理事および監事それぞれ若干名を置く。

 １名

 常務理事 １名

 ２名

 １名

 ２．前項の理事および監事は、会員の中から次の手続により選任する。

 （１）理事会は、任期満了の１カ月前までに次期役員の候補者を推薦 し、理事長はこれを書面にて会員に通知する。

 （２）前号の候補者に異議のある会員は、書面にて理事長宛にその旨 申し出ることができる。

（３）第１号の通知発信後、２週間経過した場合において前号の異議

が会員数の２分の１に満たないときは、当該候補者は選任されたものとする。ただし、第２号の異議が会員数の２分の１を超えた場合、理事長は直ちに新たな候補者を推薦し、前各号の手続をとるものとする。

３．役員の任期は２年とし、就任の翌々年の○月○日までとする。た

だし、任期満了時において前項第３号の手続が進行中のとき、もしくはその他特別の事由により次期役員が選任されていないときは、次期役員が選任されるまでの期間任期を延長するものとする。

４．前項の役員の任期は再任を妨げないものとする。

５．理事会は互選により理事長を選任する。

６．理事長は、本会を代表し、本規約に定める業務を執行する。

７．前項の場合において理事長に事故あるときは、理事会であらかじ

め定めた順序にしたがって他の理事がこれに代わるものとする。

第２１条 理事は、理事会を構成し、本会の運営に当たる。

２．理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集し、次の事項を決定

 する。

 （１）本規約または本規約に基づく細則の規定により理事会が決定す べきものとされた事項

 （２）その他本会の業務の処理上重要と理事長が認めた事項

 ３．理事会の決定は、出席理事の過半数によって行うものとする。

（監 事）

第２２条 監事は、理事の業務を監査する。

２．本会の業務の運営について監事が必要と認めた場合、その執行状

 況につき理事長に報告を求めることができる。

 ３．前項のほか、監事は理事会において意見を述べることができるも のとする。

（事務処理の委託）

第２３条 本会の事務処理は、○○證券株式会社に委託する。

（経費負担）

第２４条 本会の経費は、拠出金および奨励金の中から支払うものとする。

（業務報告）

第２５条 理事会は、毎年○月○日をもって過去１年間の業務の状況報告書

を作成し、監事の承認を得たうえで、会員に報告する。

（本会の所在地）

第２６条 本会の所在地は、東京都○○区○○○○丁目○番○号 ○○○○

 株式会社総務部内とする。

（規約の変更）

第２７条 本規約の変更は、次の手続により行う。

（１）理事会は、変更案を起案し、会員に書面にて通知する。

 （２）前号の変更案に異議のある会員は、書面にて理事長に対しその 旨を申し出ることができる。

（３）第１号の通知発信後、２週間経過した場合において前号の異議 が会員数の３分の１に満たないときは、当該変更案の効力が発生

するものとする。

 （４）第２号の異議が会員数の３分の１を超えた場合、理事会は当該 変更案を修正のうえ、改めて前各号の手続をとることができる ものとする。

（運営の細目）

第２８条 本会の運営に関する細目は、理事会の定める本会運営細則による ものとする。

（付 則）

 この規約は、令和○年○月○日から施行する。

 本規約第７条第１項の規定にかかわらず、当分の間は株式の購入

は供給あるつど行うものとする。

 株式の購入を行わない期間においては、本規約第７条第１項の株

式購入資金は専門の金融機関等に本会の名義で積立て、運営する。

 本会発足当初の理事および監事は、規約第21条第２項の規定にか

かわらず、発起人会において選任するものとする。